

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項目名	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に係る特例措置に関する所要の措置	
税目	登録免許税	
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b> 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税の税率を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の保存登記 本則 0.4%→軽減税率 0.15%</li> <li>・所有権の移転登記 本則 2.0%→軽減税率 0.3%</li> <li>・抵当権の設定登記 本則 0.4%→軽減税率 0.1%</li> </ul> <p><b>【要望の内容】</b> 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされていることを踏まえ、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等の特例措置に関し、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>【関係条文】</b> 租税特別措置法第72条の2～第75条 租税特別措置法施行令第41条～第42条の2の3 租税特別措置法施行規則第25条～第27条</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的  「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされている。		
	(2) 施策の必要性  「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされていることを踏まえ、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等の特例措置に関し、所要の措置を講ずる。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	—
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされている。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---